国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金	国民年金法第三十六条の四第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢福祉年金	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十七条第一項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十条第一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当
国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額	国民年金法第三十六条の四第二項に規定する所得の額	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第六十七条第二項並びに第一項及び第二号に規定する所得の額	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第六十七条第二項並びに第一項及び第二号に規定する所得の額	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額	児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第二十二条第一項
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の二	国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の二	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十三年政令第一号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十三年政令第一号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条	児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第四項及び第五項において準用する同令第五条
昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当	昭和六十年改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十二条第一項	昭和六十年改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第四項において準用する同令第五条			

附　則

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

告　示

○内閣府告示第百九十六号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十八号（沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一（二）中「旅客ターミナル施設　沖縄県那覇市字鏡水一五〇番地」を「旅客ターミナル施設等

ア　沖縄県那覇市字鏡水一五〇番地

イ　沖縄県那覇市若狭一丁目一〇二番地地先」に改める。

二（一）中「別図一」を「別図1」に、二（二）中「旅客ターミナル施設　那覇空港国内線旅客ターミナルビル本館二階のうち、旅客及びその機内持込み手荷物に対する検査を実施する場所から各搭乗待合室へ通じる連絡通路に面する別図二に示す部分」を、「旅客ターミナル施設等　ア　那覇空港国内線旅客ターミナルビル本館二階のうち、旅客及びその機内持込み手荷物に対する検査を実施する場所から各搭乗待合室へ通じる連絡通路に面する別図2に示す部分　イ　那覇港泊八号岸壁ふ頭用地のうち、別図3に示す部分」に改める。

三（二）中「旅客ターミナル施設　各三四五・六平方メートル」を「旅客ターミナル施設等　ア　各三四五・六平方メートル　イ　六二・七五平方メートル」に改める。

別図2の次に次の図を加える。